

平成29年度 第3回 さいたま市立小・中学校通学区域審議会議事録

日 時 平成30年2月26日(月)
午後2時20分から3時20分
場 所 エコ計画浦和ビル 3階 東会議室
出席者 小山会長、金子委員、石川委員、田口委員、
桑原委員、今川委員、紅谷委員、森委員
学校教育部長、学事課長、事務局
欠席者 石浜委員、中島(諄)委員、早坂委員、
青羽委員、佐藤委員、中野委員、中島(俊)
委員

1 開会

2 学校教育部長挨拶

3 会長挨拶

(議事進行交代)

(委員出席状況報告)

(資料確認)

4 議 題

(1) さいたま市立小・中学校通学区域の課題について

事務局より、市立小・中学校の現状について資料に沿って説明。

- ・教室数不足が懸念される学校について
- ・旧市境学校の児童数の偏りについて
- ・直ちに対応を要すると考えられる学校について
- ・今後の流れについて

【質疑応答】

委 員：浦和別所小の特定地域設定とは具体的な案はあるのか

事務局：例えば、通学区域内の東側の地域について、南浦和小学校を選択できる地域にする等を検討している。武蔵浦和駅周辺はどの小学校も児童数が多いが、若干余裕のある小学校へ特定地域を設定し、浦和別所小学校の児童数の伸びを抑えたいと考えている。

委 員：60億かけて新しい学校建設するのも難しい。

委 員：今、建設すると、今後児童数が減少した場合に統廃合の対象になる可能性もあるので十分に検討しなければならない。

委員：浦和別所小学校の保護者等から通学区域変更、特定地域設定や教室を増やしてほしい等の要望はあるのか。

事務局：実際に保護者からの要望はきていない。通学区域の変更となると、今就学している児童が転校になってしまうのも影響していると思われる。本来は通学区域を変更し、児童数のバランスを保つのが望ましいが、当事者にとっては切実な問題である。なので、特定地域を設定し、新1年生から選んでもらい、児童数の急激な上昇をやわらげたいと考えている。

委員：特定地域の設定をすすめる案がベターなのかと思われるが、地域、保護者に理解してもらわないと進まないと思われる。

委員：地域に説明し、何か問題点があれば、この審議会に報告してもらい、審議会で意見を出して、より良い方向性を導き出すのがよい。

(2) 報告 特定地域の設定について

要望案件（3件）

・新設校に関連する特定地域の設定について

- ① 緑区大字下野田、大字大門、大字中野田及び大字南部領辻のそれぞれ一部

指定校：大門小学校・野田小学校 許可校：美園北小学校

- ② 岩槻区美園東1～3丁目

指定校：新和小学校 許可校：美園北小学校

・新設校に関連するもの以外の特定地域の設定について

- ③ 見沼区南中丸688番地～745番地、807番地

指定校：大宮八幡中学校 許可校：第二東中学校

【事務局案報告】

要望①② 要望地域は既に美園小学校を選択できる特定地域であることから、指定校である大門小学校・野田小学校・新和小学校の児童数への直接的な影響はないと考えられる。また、美園北小学校の開校にあたり行ったアンケート結果において、保護者や自治会から特定地域の設定要望が大変多かったことなどから、特定地域の設定は妥当であると考えている。

【質疑応答】

委員：現行特定地域となっている地域について、新設校の開校に伴い選択可能な学校を変更するということであり妥当なのではないか。

事務局：本件は平成31年度の美園北小学校開校時より施行予定である。

なお、前回11月の本審議会で報告した通り、「教室不足となること

が見込まれる等の場合には解除する可能性があること」を付しての特定地域の設定となる。

要望③ 要望地域は特定地域の設定をした場合、要望地域内において第二東中学校に最も近い場所からの距離が1.4km、大宮八幡中学校に最も遠い場所からの距離1.2kmより遠いことから、要望地域内の全域において通学距離の短縮が図られない。また、現在、大宮八幡中学校は10学級（通常学級9、特別支援学級1）となっており、適正な学校規模の基準とされる12～18学級を下回っていることから、特定地域の設定は妥当ではないと考えている。

【質疑応答】

委員：周辺地域について、過去の特定地域の設定により進学先中学校の偏りが生じている。また、区が異なるということで地域活動にも影響が出ている。

委員：通学距離の短縮が図られず、生徒数の少ない学校から多い学校へとということであれば、妥当ではないのではないかと。

委員：過去にも学校内での部活動などの課外活動などを理由に変更を希望する話が出ている。

事務局：部活動を理由にした指定校変更は認めていない。小学校であれば、下校後の預け先が通学区域に含まれる学校への変更は可能。

委員：その他の指定校変更についてはどのようなものがあるのか。

事務局：主に住所変更に伴うものとなるが、教育的配慮によるものがある。

委員：問題があった場合、保護者が希望すれば個別に対応するという事なのか。

事務局：保護者の希望のみでは転校は認められない。在籍している学校内において問題解決を図ることが第一となる。いろいろ手を尽くしたうえで転校しか方法がないといった場合に初めて検討する手段となる。また、必ずしも希望する学校に転校できるわけではない。

(その他質問等なし。以上で質疑応答を終了。)

3 その他

次回のさいたま市立小・中学校通学区域審議会の開催時期について事務局から説明を行った。

(質疑応答なし)

4 閉会